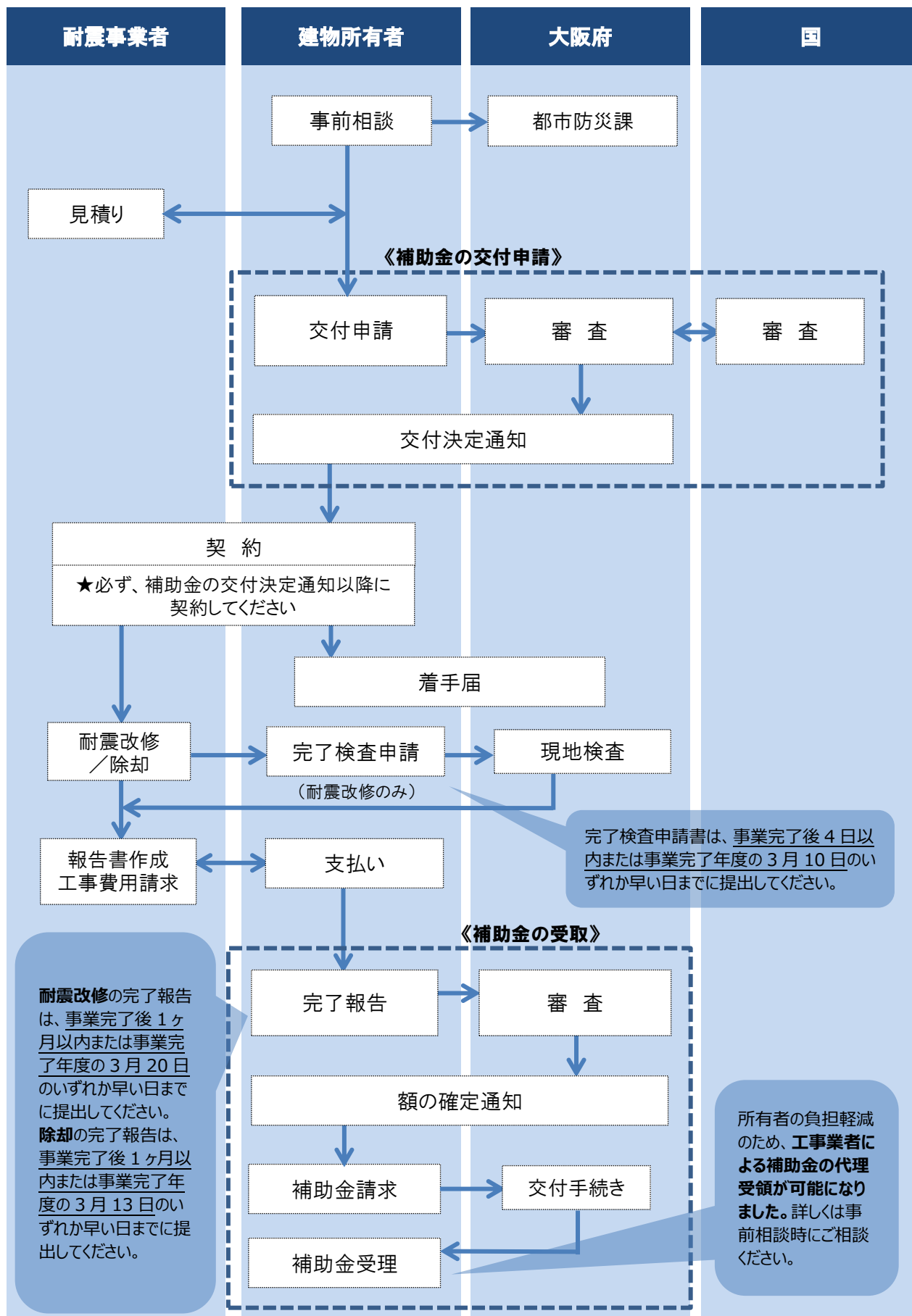


補助金交付申請手続きの流れ【耐震改修又は除却】



補助制度の概要【耐震改修又は除却】

大阪府では、広域緊急交通路沿道の耐震性不足の建物(耐震診断を義務付けたものに限る)の補強設計、耐震改修・除却を行う所有者等に対し、予算の範囲内で補助金を交付しています。

《補助の対象額》

AまたはBのうち低いほうの額

A:実際に耐震改修又は除却に要する費用

B:下表により算定した額(限度額)

51,200 円/㎡以内 (IS 値が 0.3 未満相当の場合は、56,300円/㎡以内)
ただし、免震工法等を含む特殊な工法による場合は、83,800 円/㎡以内。 マンション*の場合は、50,200円/㎡以内 (IS 値が 0.3 未満相当の場合は、55,200円/㎡以内)。住宅(マンション及び木造住宅を除く。)の場合は、34,100 円/㎡以内。

*マンションとは、共同住宅のうち耐火建築物又は準耐火建築物であって、延べ面積が 1,000 ㎡以上であり、かつ、地階を除く階数が原則として 3 階以上のものをいう。

《補助率》

上記の対象額に、以下の延床面積の区分に応じ、下表の補助率を乗じた額が補助金の額となります。

区 分	補助率
5,000㎡以下の建築物の場合(分譲マンション含む)	11/30
5,000㎡を超える建築物の場合	11/60

※補助額の計算例：延床面積が 8,000 ㎡の建築物(Isの値が 0.5)の場合

補助限度額 8,000(㎡)×51,200(円/㎡)＝409,600,000 円

⇒実際に要する費用がこれを上回る場合、対象額はこの 4 億 960 万円となります。

補助額 409,600,000×11/60＝75,093,333＝75,093 千円 (千円未満切捨て)

《補助の要件》

- 耐震診断の結果、地震に対する安全性の評価について、大規模の地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低いと判断できる基準に適合しないものであること。(詳細は、補助金交付要綱を参照)
- 耐震改修後に、地震に対する安全性の評価について、大規模の地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低いと判断できる基準に適合するように計画されたものであること。(詳細は、補助金交付要綱を参照)
- 耐震改修の設計内容が国の定めた指針に適合していることについて、耐震評価機関の評価書の交付を受けていること。

《耐震評価機関》 知事が認める機関

(公社)大阪府建築士会 / (一社)大阪府建築士事務所協会 / (一社)日本建築構造技術者協会関西支部 / (一財)日本建築総合試験所 / 日本ERI(株) / ビューローベリタスジャパン(株) / (一社)中四国構造コンサルティング協会 / (一社)耐震技術広域連携協議会

- 補助対象者：対象建築物の所有者

※区分所有建物の場合、管理組合又は区分所有者の合意を得た代表者。なお、耐震改修の場合は、あらかじめ区分所有者及びその議決権の各4分の3以上の同意が必要。また、除却の場合は、区分所有者全員の合意を得ていることが必要(ただし、建替えを前提とした除却の場合は、区分所有者及びその議決権の各5分の4以上)。

※所有者が複数の場合は、全員の合意を得た代表者。

- 木造住宅は補助対象外 (市町村において木造住宅の耐震補助制度がありますので、各市町村にご相談ください。)

- 令和8年3月 13 日までに(耐震改修の場合は令和8年3月 20 日までに)完了報告を行うものであること。

※財政法第 42 条に基づき、補助事業は単年度で終了させることが原則です。複数年度にまたがる事業については、大阪府にご相談ください。

《留意事項》

- ・補助金交付決定日以降に実施する改修(除却)費用が対象です。必ず、交付決定日以降に契約してください。
- ・申請書類作成にあたっては、記載方法や添付書類について事前に大阪府職員にご相談ください。